

# 山口県報

平成 25 年  
12月13日  
(金曜日)

## 目 次

- 規則 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………六
- 告示 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………六
- 指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課)……………八
- 公告 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………八
- 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………九
- 公共測量の実施(二件)(監理課)……………〇
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………〇
- 公安委告示 技能検定員審査の実施……………一
- 教習指導員審査の実施……………一四



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

### 山口県規則第五十六号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(その一)の欄、同様式(その二)の欄、同様式(その三)の欄、同様式(その四)の欄及び同様式(その五)の欄中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。」と改め、同様式(その六)の欄を次のように改める。



「 (1) 納期限後納付 (納入) の場合 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

」

「 なお、徴収猶予に係る延滞金については、別に定めがあります。  
(1) 納期限後納付 (納入) の場合 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

」

「又は修正申告」や「更正又は決定の場合 指定納期限までの期間又は当該期限」や「修正申告の場合 提出した日若しくは提出期限のいずれか遅い日までの期間又はその日」<sup>1)</sup> 「徴収猶予の場合 猶予期間又はその期間の末日」<sup>2)</sup> 「更正又は決定の場合 指定納期限までの期間又は当該期限」<sup>3)</sup> 「(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に於ける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」<sup>4)</sup> の割合 (平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に於ける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「特別基準割合」という。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特別基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。)<sup>5)</sup> <sup>6)</sup>

「 (1) 納期限後納付の場合 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

」

「 なお、徴収猶予に係る延滞金については、別に定めがあります。  
(1) 納期限後納付の場合 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

」

「又は修正申告」や「更正又は決定の場合 指定納期限までの期間又は当該期限」や「修正申告の場合 提出した日若しくは提出期限のいずれか遅い日までの期間又はその日」<sup>1)</sup> 「徴収猶予の場合 猶予期間又はその期間の末日」<sup>2)</sup> 「更正又は決定の

場合 指定納期限までの期間又は当該期限」<sup>3)</sup> 「(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属す







山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

山口県規則第五十七号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年山口県規則第七十九号）の一部を次のとおり改正する。

第四十二条の二（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合「セ」の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特別基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。）とする。」と改定する。

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

山口県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

氏名又は名称	居宅介護事業者たる事務所所在地	居宅介護事業所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社玖西	岩国市玖珂町五八一の六	岩国市玖珂町五八一の六	訪問介護	平成二六、一
玖珂地方老人福祉施設組合	六三八二	六三八二	〃	平成二一、一
株式会社えが	周南市平野一丁目五番五号	周南市平野一丁目五番五号	〃	平成二五、〃
医療法人相川	山口市鑄銭司五九六四の一	山口市鑄銭司五九六四の一	居宅療養管理指導	二二、〃
株式会社エスマイル	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	岩国市今津町一丁目一五番二七号	〃	一〇、〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
医療法人丘病院	山口市中原町二番一四号	萩市大字佐々並二四九四の二	通所介護	〃
株式会社わか	鳥取県米子市東福原二丁目一番一〇号	下松市藤光町一丁目一九番四号	〃	〃
株式会社フサポート	美祢市大嶺町東分三二一六八	美祢市大嶺町東分三二二九	〃	九、〃







書及び活動予算書は、平成二十六年一月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人はく

代 表 者 の 氏 名 大野みどり

主たる事務所の所在地 岩国市山手町二丁目四〇番一―二号

(四一七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年一月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ゆうふれあいセンター

代 表 者 の 氏 名 鷹野 茂作

主たる事務所の所在地 岩国市由宇町中央二丁目一番六号

(四一八) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五五三三号	平成二五、一二、三	混合有機質肥料	B特号S	窒素全量 りん酸全量 一・五 五・〇 〇・五	その他の規格 のとおり	氏名 住所
						熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一

(四一九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岩国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

平成二十五年十一月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで

(四二〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

三 作業の期間

平成二十五年十二月十五日から平成二十六年三月二十日まで

(四二一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年十二月十三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市稲荷町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字西高泊一三三九番地の六  
長沢建設株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市新生三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字厚狭五〇三番一  
社会福祉法人健仁会



山口県公安委員会告示第六十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月十三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十六年一月十四日（火曜日）及び同月十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十五年十二月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
二万三千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

れる者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査細目	減ずる額
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十六年一月十五日（水曜日）及び同月十六日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となつてゐる事項	千八百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円

備考  
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

- 平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。

- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十六年一月十七日(金曜日)及び同月二十日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた



額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となっている事項	一千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円

備考  
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型三種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査

(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年一月十七日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三

十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万八千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百元

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月十三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十六年一月二十日(月曜日)及び同月二十一日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万五千元(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千元から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円

備考  
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十六年一月二十一日(火曜日)及び同月二十二日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

備考	審査細目	減ずる額
	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
	二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
	三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
	四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
	五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
	六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。
- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自一)、教習指導員審査(普自一)及び教習指導員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十六年一月二十三日(木曜日)及び同月二十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考  
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年一月二十四日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年十二月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百元

備考  
大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



一  
二  
九  
〇  
〇  
に  
す  
る  
こ  
と。

平成二十五年十二月十三日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市